



届出・証明

戸籍

戸籍とは、個人の氏名・生年月日・父母との続柄・配偶者関係など、生まれてから死亡するまでの事柄を登録・公証するものです。夫婦とその子(同じ氏)単位で作られています。届出・証明請求等の際は、窓口で本人確認を実施しています。

戸籍の届出

問 戸籍住民課 戸籍係 ☎03-5803-1183

種別	届出期間	届出先	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日も含む)	本籍地、出生地又は届出人の所在地の区市役所・町村役場	父又は母 ※上記の方が届出できない場合は問合せ	▶届書 1通 ▶添付書類 出生証明書(届書の右欄に医師又は助産師による記入・押印があるもの)
婚姻届	届出によって法律上の効力が発生(外国方式で成立の場合は婚姻成立から3か月以内)	夫又は妻の本籍地、所在地の区市役所・町村役場	夫及び妻	▶届書 1通 ▶添付書類 本籍地以外に届出する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
養子縁組届	届出によって法律上の効力が発生	養親又は養子の本籍地、所在地の区市役所・町村役場	養親及び養子(養子が15歳未満のときは親権者)	▶届書 1通 ▶添付書類 本籍地以外に届出する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
離婚届	届出によって法律上の効力が発生(裁判等による離婚は確定日・成立日から10日以内)	夫婦の本籍地、所在地の区市役所・町村役場	夫及び妻	▶届書 1通 ▶添付書類 本籍地以外に届出する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
転籍届	届出によって法律上の効力が発生	届出人の本籍地、所在地又は新本籍地の区市役所・町村役場	戸籍の筆頭者及びその配偶者	▶届書 1通 ▶添付書類 他の区市町村に転籍する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※他区市町村から転籍するときは、事前に転籍届書(無料)を取得
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、届出人の所在地又は死亡した場所の区市役所・町村役場	死亡者の親族又は同居者 ※上記の方が届出できない場合は問合せ	▶届書 1通 ▶添付書類 死亡診断書(届書の右欄に医師又は助産師による記入・押印があるもの)又は死体検案書 ※死体火葬許可申請は、死亡届と同時に届出
改葬許可申請	改葬する前	お骨を埋葬又は預けてある寺等の所在地の区市役所・町村役場(お骨が存する地の役所)	墓地使用者	▶申請書 一体につき1通 ▶添付書類 お骨を埋葬又は預けている寺等の証明書、改葬先の墓地等の使用許可書、改葬前・改葬先の墓地使用者の承諾書(届出人と墓地使用者が異なる場合のみ)

その他

- ①認知届・養子離縁届・特別養子縁組届・入籍届・分籍届などの届出については、本籍地又は住所地の区市町村へ問合せ
- ②外国籍を有する方の届出及び国外での出生届出等については、本籍地又は住所地の区市町村へ問合せ

- ▶ 出産 P50
- ▶ 国民健康保険 P67
- ▶ 国民年金 P69
- ▶ 区民葬儀 P79

時間外受付(シビックセンター1階裏口)

夜間、土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は、時間外受付で戸籍関係諸届のお預かり、死体火葬許可申請を受付けています。戸籍の届出は「受付」のみで、後日審査をしますので、届書に平日昼間の連絡先(電話番号)を必ず記入してください。

受理証明書の発行、届出の相談等は行っていません。

郵送での請求も可能です。詳細は区ホームページ又は戸籍住民課へお問い合わせください。

証明の種類	請求できる方	手数料(1通)	請求場所
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人・配偶者及び直系尊属・卑属の方 ※第三者が請求する場合、正当な使用目的を明示できる方に限る	450円	本籍地の区市町村 (文京区での請求は戸籍住民課)
除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍個人事項証明書(除籍抄本) 改製原戸籍謄本・抄本		750円	
戸籍の附票の写し		300円	
身分証明書	本人		
戸籍届出受理証明書	届出人	350円	戸籍の届出を出した区市町村 (文京区での請求は戸籍住民課)

※手数料は、区市町村によって異なる

※公的年金請求用の証明書は、無料となる場合あり

住民記録

住民記録は、住民の居住関係を証明するもので、選挙・国民健康保険・国民年金・介護保険のほか、印鑑の登録や証明・就学など、生活するうえでの基礎となります。

住所及び世帯の状況に変更が生じたときなどは、届出が必要です。

転入・転出の届出

問 戸籍住民課住民記録係 ☎03-5803-1177

国内に転出する方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届ができます。世帯主又は転出者本人による転出届は、郵送でも受け付けています。

届出の種類		届出の期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	他の区市町村や国外から文京区に引っ越してきたとき	引っ越してきた日から14日以内	本人又は 同一世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ●転出証明書[国外からの転入はパスポート・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍の附票] ●在留カード ●特別永住者証明書 ●住民基本台帳カード(所有している方) ●マイナンバーカード(個人番号カード)
転出届	文京区から他の区市町村や国外に引っ越すとき	引っ越す前又は引っ越した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証(加入している方) ●マイナンバーカード(個人番号カード) ●住民基本台帳カード(所有している方) ●在留カード ●特別永住者証明書
転居届	文京区内で引っ越したとき	引っ越した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証(加入している方)
世帯変更届	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主が変わったとき ●世帯を分けたり一緒にしたとき 	変更した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証(加入している方)

※代理人が上記の届出をするときは本人自筆の委任状と代理人の本人確認書類が必要

※届出に手数料不要 ※届出は戸籍住民課窓口のみ受付

こちらをご参照ください

児童手当 P51 子ども医療費助成 P52 小・中学校の転入学 P52 介護保険 P64

住民票の写し等の請求

問 戸籍住民課証明係 ☎03-5803-1176

本人又は同一世帯員が本人確認書類(P49)を持参のうえ、戸籍住民課又はお近くの区民サービスコーナー(P48)に請求してください。

住民票は、郵送での請求も可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも一部取得できます(P48)。詳細は区ホームページ又は戸籍住民課へお問い合わせください。

※交付手数料 300円(1通)

お届けサービス

ご高齢や身体の障害・疾病等の理由で、世帯全員が区民サービスコーナーの利用が困難な方に、自宅まで住民票の写しと税証明書をお届けします。

	内容	窓口
住民票の写し	—	—
記載事項証明	住民票に記載された内容で、請求者の必要とする項目について証明	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍住民課証明係窓口 ●区民サービスコーナー(P48) ●コンビニエンスストア(住民票の写しのみ)(P48)
不在住証明書	請求者の指定する住所に、受付日現在で住民記録がないことを証明	—
広域交付住民票の写し	他区市町村の住民票の写し	戸籍住民課

マイナンバーカード(個人番号カード)は、マイナンバーを証明する書類として、本人確認の際の身分証明書として、また、コンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機を使用して、住民票の写し等の取得やICチップに搭載された電子証明書をういたe-Tax等各種行政手続きのオンライン申請等、様々な場面で利用できます。

※初回の交付手数料は無料

マイナンバーカード交付までの流れ

申請

「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し顔写真を貼付して、地方公共団体情報システム機構宛に郵送してください。スマートフォン・パソコン・街中の証明用写真機(対応機種のみ)からも申請できます。

※マイナンバーカード交付の際は、通知カード及び住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)と引替え

交付

交付の準備ができましたら、交付案内通知書を郵送します。通知書が届いたら、区ホームページ又は電話で受取日時を予約のうえ、本人(15歳未満の場合、法定代理人の同行が必要)が通知書と本人確認書類(☑P49)を戸籍住民課に持参してください。

※転出・転入等と本人確認書類が異なるため注意

マイナンバーカードに関する諸手続

次の事由に該当する場合は、戸籍住民課の窓口へ届け出てください。

事由	手続	再交付手数料
カードを紛失・盗まれたとき	●マイナンバーカード＝一時停止を行うため、電話でマイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178へ	●マイナンバーカード＝800円
カードを汚損・破損したとき	●通知カード＝戸籍住民課へ ●再交付が必要な方は、再交付申請	●電子証明書＝200円
カード裏面の追記欄の余白がなくなったとき	カードを持参し、再交付申請	無料
記載事項に変更のあったとき(転入・区内転居・氏の変更等)	カードに変更事項を記載するため、カードを持参のうえ手続	
文京区から転出したとき(国内)	転入手続時に新住所地の自治体にカードを持参 ※特例転出の場合、マイナンバーカードを持参のうえ文京区で特例による転出届を行う	
文京区から転出したとき(国外)	国外転出による返納について記載するため、カードを持参のうえ手続	

電子証明書

署名用電子証明書は、所得税・消費税などの国税申告や年金・健康保険等の社会保険関係の手続き等に利用できます。

利用者証明用電子証明書は、マイナポータルログインやコンビニでの公的な証明書の交付に利用できます。

申請できる方

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方で、文京区に住民登録のある方

※15歳未満の方及び成年被後見人は、法定代理人(親権者及び成年後見人)が同席のうえ申請

原則、利用者証明用電子証明書のみ発行

交付手数料

初回交付＝無料

再交付＝200円

有効期限

電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日又はマイナンバーカード(個人番号カード)の有効期間が満了する日までです。ただし、署名用電子証明書は、住所・氏名等、電子証明書の記録事項に変更が生じた際は、変更が生じた時点で失効します。失効した場合、再度利用するときには、改めて申請が必要です。

マイナンバーカード申請サポート

専用のタブレットで顔写真の撮影(無料)、申請書の記入をお手伝いします(事前予約制)。

対象

文京区に住民登録があり、申請者本人が窓口に来庁可能な方

必要書類

- ①通知カード(申請時に窓口で回収、ない方は要相談)
- ②住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ③本人確認書類(☑P49)の原本

※申請サポートの利用には事前予約が必要。電話で文京区個人番号カードコールセンターへ

現在お持ちの住民基本台帳カードは有効期限まで使用できます(新規発行は終了)。

- ①広域交付(文京区以外の区市町村で住民票の写しを請求する)の申請の際、本人確認書類として利用可能
- ②転入転出の手続きが簡素化
- ③写真付の住民基本台帳カードは身分証明書として使用可

有効期限

顔写真あり・なしともに発行日から10年間有効(外国人の方は有効期限が異なる)

印鑑登録

実印は、重要な契約や取引などをする際に本人を表すものとして、印鑑登録証明書と一緒に使われます。

実印はあなたの財産を守る大切なものです。文京区では印鑑登録申請の手続きなどについて、特に慎重に取扱っています。

印鑑登録の手続

印鑑登録のできる方

文京区に住民登録のある方(15歳未満の方・意思能力のない方は登録不可)

登録申請するときは

本人が窓口に来て申請することが原則です(郵送照会による手続)。

登録する印鑑を持って戸籍住民課で申請→本人あてに照会書を郵送→照会書が届いたら回答書(代理人が来庁するときは委任状にも)に本人が記入→本人(又は代理人)が回答書と印鑑を持って再度来庁→回答書に問題がなければ印鑑登録完了、印鑑登録証を交付

※郵送による申請は受付不可

※やむをえず代理の方が申請する場合は、本人自筆(登録する印鑑を押印)の委任状(☑P49)が必要

登録手数料

100円

即日で印鑑登録できる場合

本人が来庁し、次の①又は②で本人確認ができれば印鑑登録が完了します。

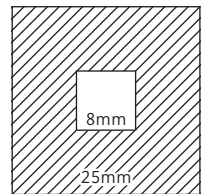
- ①マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・パスポート・住基カード(写真付)・在留カード等、浮き出しプレスによる証印や特殊加工された写真付の官公署発行の身分証明書を提示した場合
- ②都内で印鑑登録をしている方が保証人になる場合、申請書裏面に保証人の署名・押印(実印)が必要。文京区外の方が保証人になる場合は、3か月以内に発行された印鑑登録証明書の添付が必要

※①又は②による申請でも、本人確認に支障がある場合、郵送照会による手続

登録できる印鑑

1人1個に限ります(同じ印鑑で2人以上の方の登録はできません)。

- 印影が右図の斜線内の大きさのもの
- 氏名、氏又は名を手彫りしたもの
- 「…之印」「…之章」を付けたもの
- 氏に名の頭文字をつけたもの
- 名に子を付けたり、名から子を除いたもの(女性のみ)



既製印(三文判)を登録するのは危険です

機械によって大量生産される既製印は、事故防止のために登録することはお勧めできません。

登録できない印鑑があります

印影の不鮮明なもの、ゴム印・指輪印など変形しやすい印、漢字をひらがな又は片仮名又はその逆に書きかえたもの、別の字に書きかえたもの、外枠のないもの、外枠の欠けたもの、逆彫りの印等、登録できない印鑑があります。

印鑑登録証明書

印鑑登録証を持参し、戸籍住民課又は各区民サービスコーナー(☑P48)で申請してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも取得できます。

※印鑑登録証があれば窓口にて代理人でも取得可能(委任状は不要)。印鑑登録証を代理人に託すときは十分に注意

交付手数料

300円

次の事由に該当する場合は、戸籍住民課の窓口に届出してください。

事由	手続
印鑑登録証をなくしたとき	事故防止のため、至急印鑑登録証亡失届手続
印鑑登録証が汚れたり破損したとき (登録番号が確かめられる場合)	印鑑登録証を持参のうえ、印鑑登録証引替交付申請(交付手数料100円)。登録番号が確かめられない場合、登録を廃止し、改めて新規の印鑑登録の手続が必要
登録した印鑑をなくしたとき	事故防止のため、至急印鑑登録証を持参のうえ、印鑑登録廃止申請
印鑑登録を廃止したいとき	印鑑登録証を持参のうえ、印鑑登録廃止申請
登録してある印鑑を変えたいとき	印鑑登録証を持参のうえ、印鑑登録廃止申請をし、改めて印鑑登録の手続
文京区外に住所を移したとき	転出届により自動的に登録が抹消
文京区内で住所を移したとき	転居届により自動的に住所が変更

※印鑑登録証・登録印等を紛失した場合や盗難にあった際、証明書の発行を一時停止可能。事故防止のため、至急連絡のこと(別途、戸籍住民課で廃止・亡失の手続が必要)

※代理人が上記の届出をする際、委任状(☑P49)が必要

特別永住者証明書

問 戸籍住民課住民記録係 ☎03-5803-1177

特別永住者証明書の更新申請

有効期間が満了する2か月前(16歳未満の特別永住者証明書の場合は16歳の誕生日の6か月前)から更新申請ができます。本人又は同一世帯の親族の方(16歳未満の方は、同一世帯の親族の方)が、以下書類を持参のうえ戸籍住民課で申請してください。

持参書類

特別永住者証明書・パスポート(有効なもの、所持している方のみ)・証明写真(4cm×3cm、3か月以内に撮影)

特別永住者証明書の再交付申請

紛失等により特別永住者証明書を再交付する場合は、本人又は同一世帯の親族の方(16歳未満の方は、同一世帯の親族の方)が、以下書類を持参のうえ戸籍住民課で申請してください。

持参書類

本人確認書類(☑P49)・紛失等の事実を示す書類(警察への遺失物届受理番号等)・パスポート(有効なもの、所持している方のみ)・漢字氏名のできる書類(運転免許証・健康保険証等)・証明写真(4cm×3cm、3か月以内に撮影、16歳未満の方は不要)

※国籍・氏名・性別・生年月日の変更に伴う再交付には別途資料が必要。詳細は戸籍住民課へ

区民サービスコーナー

住民票の写し、印鑑登録証明書、母子健康手帳、納税・課税証明書は、区内9か所の区民サービスコーナーで発行しています。窓口にて本人確認を実施しています。本人確認書類(☑P49)を持参ください(代理人の場合も同様)。

開設時間

- シビックセンター＝平日17:00～20:00(8:30～17:00は戸籍住民課で受付)、土・日曜、祝日9:00～20:00
- 各地域活動センター(礪川地域活動センターを除く)＝平日9:00～20:00、土・日曜、祝日9:00～17:00

※5月第3日曜、12/29～1/3は運用停止

地域	区民サービスコーナー	所在地	電話番号
後楽・春日・小石川	シビックセンター	春日1-16-21	☎03-3812-7111(内線2518)
千石・白山	大原地域活動センター	千石1-4-3	☎03-3946-8594
大塚・水道・小日向	大塚地域活動センター	大塚1-4-1	☎03-3947-2624
関口・目白台・音羽	音羽地域活動センター	音羽1-22-14	☎03-3943-0621
本郷・湯島	湯島地域活動センター	本郷7-1-2(総合体育館内)	☎03-3813-6554
西片・向丘	向丘地域活動センター	向丘1-20-8	☎03-3813-6668
弥生・根津	根津地域活動センター	根津2-20-7	☎03-3822-3653
千駄木	汐見地域活動センター	千駄木3-2-6	☎03-3827-8149
本駒込	駒込地域活動センター	本駒込3-22-4	☎03-3824-5801

区民サービスコーナーで請求できる証明 本人確認書類 ☑P49、委任状 ☑P49

証明書の種類	必要なもの		手数料
	本人	代理人	
住民票の写し	本人確認書類 ※同一世帯員も請求可	●本人自筆の委任状 ●代理人の本人確認書類	300円
除票の写し	本人確認書類		
記載事項証明書	●記入済の証明書用紙 ●本人確認書類※同一世帯員も請求可	●本人自筆の委任状 ●代理人の本人確認書類 ●記入済の証明書用紙	300円
不在住証明書	本人確認書類		
印鑑登録証明書	印鑑登録証		
母子健康手帳	窓口で妊娠届を記入		無料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) の交付申請の取次ぎ	本人確認書類	代理人による請求は取扱い不可	450円 +郵送料
納税・課税証明書		●本人自筆の委任状 ●代理人の本人確認書類	300円 (車検用は無料)

※公的年金請求用の証明書は無料となる場合あり、窓口で確認のこと

コンビニエンスストアでの住民票の写し等の取得

文京区に住民登録があり、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの15歳以上の方は、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップのマルチコピー機で、住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録をしている方のみ)、住民税の納税・課税証明書が取得できます。

転入等の手続後1～2日後からご利用いただけます。

利用時間

午前6時30分～午後11時

※利用には暗証番号(4桁)の入力が必要

※戸籍証明書・住民票の除票の写し等、一部発行できない証明書もあり

※詳細は区ホームページ参照

本人確認・委任状

本人確認

なりすましによる証明書の不正取得や虚偽の届出を未然に防ぎ、個人情報保護することを目的に、戸籍の届出・住民異動の届出・戸籍や住民票の写し等の各種証明書の請求・印鑑登録諸手続きの際に、窓口等で本人確認を行っています。また、戸籍の届出・印鑑登録申請等で代理人の方が来庁する場合は、代理人本人を確認するとともに、届出人全員に届出があった旨を郵便で通知します。

1点確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書(交付日が平成24年4/1以降のもの)・パスポート・住民基本台帳カード(写真付)・在留カード・特別永住者証明書・官公署発行の身分証明書(写真付)等
2点確認書類 ア欄2点又は ア欄1点+イ欄1点	ア欄 国民健康保険被保険者証・健康保険証・共済組合員証・介護保険証・国民年金手帳・基礎年金番号通知書・国民年金証書・厚生年金証書・住民基本台帳カード(写真なし)・後期高齢者医療被保険者証・生活保護受給者証等
	イ欄 学生証(写真付)・法人の身分証明書(写真付)・官公署発行の資格証明書(写真付)・預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・診察券・シルバーパス・公共料金領収書(3か月以内)・官公署からの通知書(住所・氏名の記載のあるもの)等

※マイナンバーカード(個人番号カード)の手続き及び戸籍届出に必要な本人確認書類は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたものに限る。詳細は戸籍住民課へ

委任状

鉛筆や消せるインクのペンは使用しないでください。

記載例(住民票の写し取得の場合)

委 任 状	
(代理人) 住所	△△区△△△△丁目○番○号
氏名	甲野 太郎
生年月日	昭和○年○月○日
私は、上記の者に住民票○通取得の権限を委任します。	
(日本人・外国人共通)	
<input type="checkbox"/> 世帯の全員	<input type="checkbox"/> 世帯の一部必要な人の氏名 _____
<input type="checkbox"/> 世帯主との続柄 _____	
(日本人の方)	
<input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者 _____	
(外国人の方)	
<input type="checkbox"/> 国籍・地域	<input type="checkbox"/> 30条の45(在留区分) <input type="checkbox"/> 在留カードの番号等 _____
<input type="checkbox"/> 在留情報(在留資格・在留期間・在留期間の満了の日) _____	
使用の目的 _____	
○年○月○日	
住所 文京区春日1丁目16番21号	
氏名 乙山 花子	
生年月日 昭和○年○月○日	

- 記載の要・不要の指定がない場合、本籍等の記載省略
 - 委任状は、便せん等に本人が手書きすること
 - パソコン等で作成した場合、本人が手書きで署名
 - 記載が必要な項目は□に「レ印」をつける
 - マイナンバー(個人番号)の記載が必要な場合、使用の目的に「個人番号記載が必要」と記入すること。代理人請求の場合、マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写しは、切手又は郵送料預かり、委任者本人の住所へ郵送
- ※亡くなった方の除票にはマイナンバー(個人番号)の記載不可
- ※除票を取得する場合、対象者の氏名・文京区での住所を使用の目的下の余白に記載
- ※代理人は、本人の委任状と本人確認書類を持参

記載例(印鑑登録の場合)

委 任 状	
(代理人) 住所	_____
氏名	_____
生年月日	年 月 日
私は上記の者に(※委任事項)に関する権限を委任します。	
下記参照 _____	
電話番号	住所 _____
生年月日	氏名 _____ 印

- 登録者本人が全文手書きし、登録する印鑑を押印
 - (※委任事項)は次の①～④の申請事項から必要なものを記入
- ①印鑑登録申請 ②印鑑登録証引換交付申請
③印鑑登録証亡失届 ④印鑑登録廃止申請
- ※③と①、④と①を同時申請するときは両方の記入が必要
- ▶ 申請例
- 印鑑登録証があり、実印を変更したいときは④印鑑登録廃止申請と①印鑑登録申請
 - 印鑑登録証を紛失し、再度印鑑登録が必要なときは③印鑑登録証亡失届と①印鑑登録申請